

令和8年3月9日招集

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和8年3月10日)

若桜町議会事務局

令和8年第2回若桜町議会定例会（第2号）

招集年月日	令和8年3月10日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時30分			
応招議員	1番	山根典明	5番	小林誠
	2番	森本浩史	6番	山本晴隆
	3番	森田二郎	7番	山本安雄
	4番	山根政彦	8番	川上守
不応招議員				
出席議員	1番	山根典明	5番	小林誠
	2番	森本浩史	6番	山本晴隆
	3番	森田二郎	7番	山本安雄
	4番	山根政彦	8番	川上守
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	総 務 課 長	山口由企夫	教育委員会次長	下石 裕美
	企画政策課長	中島 毅彦	町 民 課 長	川戸 康之
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	谷本 剛
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

会議の顛末
本会議（3月10日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「諸般の報告」をします。

常任委員会に付託した請願等について報告します。

本日まで受理した陳情は、お手元に配布の請願等文書表のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

日程第2

「町長の所信表明」。

町長の所信表明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

この冬は週末ごとにまとまった雪が降り、特に衆議院議員総選挙と町長・町議会議員選挙とのトリプル選挙となった投票日の2月8日は、顕著な大雪に関する情報が発出される、今年一番の大雪に見舞われました。先月下旬からようやく気温も上がり、雪解けが進み、春の足音が一気に高鳴ってまいりました。

本日、令和8年第2回若桜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはこぞってお集まりいただき、諸議案のご審議を賜りますこと、感謝申し上げます。

議員の皆様には、このたびの若桜町議会議員一般選挙におきまして、ご当選を果たされましたこと、改めてお祝いを申し上げます。私も町長選挙におきまして、二期目の当選を果たすことができました。2月20日の初登

庁から半月が経ちましたが、新たな気持ちで二期目の職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、これまで一期4年間、人口減少に歯止めを掛けようと取り組んでまいりましたが、残念ながら、人口の減少は止められていません。今回の選挙にあたり、全集落、全戸を回りましたが、過疎化・高齢化は進行し、空き家は増え、4年前よりも一層深刻さを増していると実感しました。人材不足や地域社会の維持ということが喫緊の課題であることを改めて認識しました。

それでも、これまでの施策の方向性、つまり、地域の経済を潤すことと町民の暮らしを守ることを中核に据えて取り組んできたことは、決して間違っていないと思います。二期目は、一期目の成果を活かしつつ、より進歩させたいと思います。「足腰の強い地域社会」という目標を、選挙中、掲げてまいりました。人口減少の下げ止まりを引き続き目指しつつ、あわせて、人口減少という社会の変化にしっかり適応し、しなやかな粘り腰で決して土俵を割らない、持続的に機能し続ける地域社会を目指します。

そのために、特に次の3点を力を入れます。

一つは、町民のつながるチカラを強め、応援団となる関係人口を増やします。町民のつながるチカラは、防災、防犯、健康づくり、地域経済などまちの様々な機能を高めます。認知症対策や障がい者福祉など地域福祉活動の土台ともなります。町民の集う場、コミュニケーションの場を増やし、強固なネットワークを形成します。明るい兆しも見られます。地域食堂がこの1年余りの間に3つも新たに誕生するなど、コミュニティの活性化に手応えを感じています。こうした町民の取組をしっかりとサポートしていきます。

これに加えて外のチカラ、つまり、町出身者、観光リピーター、ふるさと納税者、まち

づくりにノウハウを持つ民間企業などの関係人口を増やし、町の応援団として、国のふるさと住民登録制度も活用しながら、ともにまちづくりを進めます。

二つは、地域の産業を振興し、経済を活性化し、雇用を確保します。

林業・林産業では、町産材に地元で付加価値を付け、地域経済が循環し、山元にもお金が残る仕組みを地元の林業関係者とともに検討します。山林境界の明確化や路網整備など素材生産量を増やすための環境整備も引き続き進めます。

農業については、昨年、国の交付金の受け皿となる集落組織を広域化し、集落を基盤に農業を営み、農地を維持管理する体制を整備しました。これを土台に、米やエゴマに次ぐ特産品として、発信力のあるそばなどを伸ばし、農家所得の向上を目指します。

観光については、若桜宿内で古民家を活用した分散型ホテルの取組を進めていますが、これに合わせて体験メニューの造成やガイドの育成、土産物の充実などに取り組み、氷ノ山のグリーンシーズン対策とも連携を取りながら、滞在型観光をより深化させます。あわせて、観光資源の目玉でもある若桜鉄道を活用し、国内の鉄道ファンや台湾をはじめインバウンドの誘客を促進します。

今月2日から「おにつこPay」、デジタル地域通貨の運用をスタートしました。多くの町民に利用いただき、地産地消を促進するとともに、行政ポイントも活用して地域経済の循環構造をより強化することで、人口が減少しても、地域の購買力を維持し、商業機能の活性化を図ります。

三つは、町民の暮らしをよりきめ細かくサポートします。

人口が減少する中で、よりきめ細かく町民に寄り添った生活支援を行います。集落機能の低下を踏まえ、集落支援員を増員して若桜地区にも拡げ、マンパワーとデジタルの力を

組み合わせて、買い物環境、地域医療や公共交通など町民生活の利便性を高めます。

今年度導入したマルチタスクカーを活用し、わかさ生協診療所と連携して、4月からオンラインでの移動診療サービスをスタートします。今後、災害発生時の現地対策本部としての活用や移動期日前投票所としての活用など町民ニーズを把握しながら検討します。

また、高齢者世帯の増加に伴い、今後弁当や総菜の宅配ニーズが高まることが見込まれます。デジタル技術等を活用した宅配サービスの検討を進めます。

今後、免許返納者が大きく増えることが予想され、公共交通の利便性確保は喫緊の課題です。業界でドライバーが不足する中、住民ドライバー主体の交通体系にシフトしなければなりません。住民の皆さんのご協力により、池田地区では4月から全域で共助交通に、若桜宿では大型連休前にグリーンスローモビリティに移行します。今後、他のエリアでも共助交通の導入を働き掛けてまいります。

以上、私の施策の一端について申し上げましたが、こうした取組の先に目指す社会は、町民が活気に満ち、外からも多くの人々が往来する賑やかなまちです。そして、これを実現するためには、町民、民間団体や町内企業との連携を図りながら、オール若桜で取り組んでいく必要があります。あわせて、町職員がその持てる力を十分に発揮できるよう、職場環境や体制を整えていきたいと思えます。

今後、来年度策定予定の第11次若桜町総合計画や第3次総合戦略に盛り込み、施策化してまいります。施策の実現に向けて、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（川上守）

以上で町長の所信表明を終了します。

日程第3

議案第6号 専決第1号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第10号）、議案第7号 専決第2号 令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第4号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第6号及び議案第7号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに議案第6号 専決第1号の令和7年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に525万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億8,242万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金525万5千円を、歳出では、衆議院議員選挙に係る費用として、684万7千円をそれぞれ追加いたしました。なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、159万2千円を減額しております。

続きまして、議案第7号 専決第2号の令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,744万9千円とするものでございます。また、第2条地方債では、「第2表 地方債」のとおり限度額を定めております。

歳入につきましては、町債500万円を、歳出では、リフト修繕に係る費用として索道管理費に、同額の500万円をそれぞれ追加いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほ

どよろしく願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第4

議案第8号 令和8年度若桜町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、議案第8号 令和8年度若桜町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和8年度一般会計当初予算につきましては、昨年度の歳入歳出予算総額47億9,700万円に対しまして、3億5,700万円、率にして7.4%減の総額44億4千万円を計上いたしております。また、第2条地方債では、「第2表 地方債」のとおり過疎対策事業債などそれぞれの限度額を、第3条では、一時借入金の借り入れ最高額を4億円と定めております。

第4条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により定めております。

それでは、まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

町税に、2億7,216万8千円計上しております。前年対比312万円の減、予算総額に占める割合は、6.1%となっております。

次に、地方交付税につきましては、国の地方財政計画において交付税総額は、前年度を約1兆2,274億円上回る2兆1,848億円が確保されていることから、前年対比1.7%増の21億8千万円を見込んでおり、予算総額に占める割合は49.1%となっております。

分担金及び負担金では、若桜鉄道施設保守管理・維持改善事業及び獣肉処理施設管理事業に係る八頭町からの負担金などを見込んでおり、総額1,758万6千円、対前年比43.0%の減、国庫支出金では、各福祉施策に関する給付、新しい地方経済・生活環境創生交付金、社会資本整備総合交付金及び国宝重要文化財等保存整備費補助金など、総額2億4,279万2千円、対前年度比36.1%の減、県支出金では、各福祉施策に関する給付、市町村創生交付金、コミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金、中山間地域等直接支払推進事業補助金、地籍調査事業補助金及び林道整備事業補助金など、対前年度比4.5%減の総額3億9,906万4千円を計上しております。

寄付金では、昨年度とほぼ同額の総額1億31万7千円を計上しておりますし、繰入金では、対前年度比17.8%減となる総額4億7,453万7千円となっております。

町債は、過疎対策事業債、辺地対策事業債など、その他の起債とあわせて総額2億7,650万円を計上しており、対前年度比34.4%の減となっております。

その他、地方消費税交付金をはじめとした各種交付金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入などをもって予算措置をいたしております。

町税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源の予算総額は、11億8,406万8千円で、予算総額に占める割合は26.7%となっており、対前年比7.8%の減となっております。

次に、歳出について、予算科目ごとに、その概要をご説明いたします。

議会費では、各委員会の調査研究に要する経費、議会だよりの発行費用など、総額5,488万5千円を計上いたしております。

総務費では、行政運営を行っていくための総括的な経費及び地方創生の取り組みを進め

るために必要な費用を計上するとともに、自治会・コミュニティ活動の振興、脱炭素社会推進事業、地域情報通信基盤施設事業、移住定住対策事業、地方創生事業、地域おこし協力隊設置事業、中山間地域振興事業、買い物環境整備対策事業、若桜鉄道の利用促進や軌道等施設の管理などをはじめ、地域の振興及び活性化に関する費用のほか、国際交流事業、結婚推進事業、DX推進事業に関する経費を計上しており、総額11億3,546万7千円となっております。

民生費は、総額8億2,929万4千円となっており、高齢者や障がい者に対する福祉事業、生活困窮者自立支援事業、地域医療体制確保事業、地域食堂運営支援事業、わかさこども園や子育て支援センターの運営費用など、地域福祉や少子化対策、子育て支援の充実のための費用のほか、金婚事業、ゆはら温泉の管理運営費用、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金を計上いたしております。

衛生費では、鳥取大学医学部と連携を行う地域医療活性化事業、インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの予防事業、空き家等に係る適正管理の促進及び特定空き家等の除却を行う空き家対策事業、きめ細やかな母子支援を行う母子保健相談事業、各種ガン検診や健康ポイント事業の実施などの健康増進事業、ごみ収集や処理を行う塵芥処理対策事業、簡易水道施設の整備を実施する簡易水道事業会計への繰出金など、住民の健康づくり及び保健衛生、環境衛生の推進のための経費として、総額3億2,459万3千円を計上いたしております。

農林水産業費では、中山間地域の農地を守るための中山間地域等直接支払制度事業や農地中間管理事業、多面的機能直接支払事業、水田営農活性化対策事業、本町の豊かな資源を活用した特産品の研究・開発・販売支援事業、有害鳥獣駆除対策事業など、中山間地に

おける農業の活性化、地域資源を活かした若桜ブランドの確立など農業に係る費用のほか、地籍調査事業、また、新たな森林管理システム推進事業、若桜材需要拡大推進事業や森林整備、林道事業などの林業振興、森林の活性化に必要な経費及び水産業の振興を図る経費として、総額5億4,334万8千円を計上しております。

商工費では、本町の商工業や観光振興に関する事業、ジビエ振興事業、氷ノ山集客促進事業、道の駅、氷ノ山関連施設及び駅前店舗の指定管理など、商工業の振興と地域の活性化、恵まれた観光資源を活かした観光客の増加を図るための費用として、総額2億2,864万8千円を計上いたしております。

土木費では、町道整備に係る工事費、用地費及び補償費などの町道新設改良事業、町道、消雪施設の点検、改修及び除雪などの道路維持、若者住宅や町営住宅の管理、中之島公園など住民の憩いの場の維持管理など、道路、住宅などの社会基盤の整備、所管する施設の適正な維持管理を行うための費用として、総額2億6,408万円を計上いたしております。

消防費では、東部広域行政管理組合への負担金、消防団・自警団の活動経費や自衛消防組織の育成費、備蓄物資の購入や耐震補助、屋外用停電時照明の設置など防災・災害対策に係る経費、倒木による集落の孤立を未然防止するための危険木等事前伐採事業など、安心安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのための費用として、総額1億4,245万2千円を計上いたしております。

教育費には、総額4億2,495万3千円を計上しております。

事務局費、児童・生徒の学力向上を支援する学力向上支援事業、外国青年招致事業など、教育行政を推進するための総括的な費用のほか、若桜学園管理運営や教育振興事業、学校

給食費補助事業、スクールバスの運行及び高校生の通学費助成、奨学資金の貸し付けなど、教育の振興、保護者の負担軽減などに関する費用、また、社会教育費として、人権・同和教育の推進、社会教育団体や青少年育成事業及び氷ノ山寿大学などの生涯学習、重要伝統的建造物群保存地区の保存・改修などの文化財保護費、公民館や郷土文化の里及び生涯学習情報館など社会教育施設の管理運営など、社会教育や生涯学習、歴史・文化の保存活用を推進するための費用を計上いたしております。

保健体育費として、スポーツ協会、総合型スポーツクラブ若桜クラブへの支援、八幡広場や温水プールなどの体育施設の管理運営など、体力づくり、生涯スポーツを推進するための予算を計上いたしております。

その他、災害復旧費には、発生した災害に早急に対応するための費用として200万円を、公債費には、町債の元利償還金として4億8,533万3千円を計上し、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため494万7千円を計上しております。

以上、予算の概要につきまして、ご説明いたしました。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

ただ今議題となっております議案第8号令和8年度若桜町一般会計予算は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第8条第1項の規定により、明日、予算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

日程第5

議案第9号 令和8年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号 令和8年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第11号 令和8年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 令和8年度若桜町赤松団地事業特別会計予算、議案第13号 令和8年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第14号 令和8年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第15号 令和8年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第16号 令和8年度若桜町新町団地事業特別会計予算、議案第17号 令和8年度若桜町簡易水道事業会計予算、議案第18号 令和8年度若桜町下水道事業会計予算を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第9号 令和8年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、4億2,300万円でございます。この会計は、被保険者に必要な保険給付と一次予防のための保健事業を行うものでございますが、保険給付費の算定につきましては、前年度の給付見込みを基に、過去の給付費実績等も勘案して算定しております。

また、特定健診、人間ドック、脳ドックなどの保健事業費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。財源につきましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで措

置しております。また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第10号 令和8年度若桜町介護保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、6億4,400万円でございます。この会計は、被保険者に必要な介護サービスを提供するものであります。介護保険給付費の算定にあたりましては、これまでの給付実績や被保険者のニーズなどを勘案し計上いたしており、その財源として、介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などにより措置しております。また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第11号 令和8年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、8,400万8千円でございます。この制度では、被保険者から納入された保険料を保険者である鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付することとなり、歳出は、その納付金及び事務費で構成されております。なお、事務費及び保険料軽減に係る納付金の財源につきましては、一般会計からの繰入金で措置しております。

続きまして、議案第12号 令和8年度若桜町赤松団地事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、55万8千円でございます。歳出では、団地造成時に借り入れた地方債の元利償還金及び一般会計への繰出金を、歳入において、その財源として、土地貸付料を計上しております。

続きまして、議案第13号 令和8年度若桜町財産区造林事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、118万5千円でございます。歳出は、造林事業委託料と事務費であり、その財源として、歳入に公団と財産区の負担金を計上しております。

続きまして、議案第14号 令和8年度若桜町索道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、1億2,523万7千円でございます。また、第2条地方債では、「第2表 地方債」のとおり限度額定めております。この会計では、指定管理者制度のもとで、利用料金を指定管理者が収受し、本会計に納付金を受領する予算を計上しております。歳出は、維持管理費及び事務費などを計上し、これらの財源として、財産収入、繰入金、諸収入で措置しております。

続きまして、議案第15号 令和8年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、50万5千円でございます。住宅新築資金等貸付金に係る元利収入を一般会計へ繰り出しするよう予算措置しております。

続きまして、議案第16号 令和8年度若桜町新町団地事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、1億879万9千円でございます。歳出では、販売に係る費用及び一般会計への繰出金を、歳入においては、土地売払収入及び土地貸付料を計上しております。

続きまして、議案第17号 令和8年度若桜町簡易水道事業会計予算であります。令和8年度は、収益的収支に係る業務量として、年間有収水量を30万8,020立方メートルと見込み、収入支出それぞれ1億5千万円を予算計上しております。収入の主なものは、簡易水道使用料、一般会計補助金、支出の主なものは、施設管理費、人件費、企業債利息償還金でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入は1億5,056万9千円、支出は2億680万8千円を計上しております。収入は、企業債及び国庫補助金、支出の主なものは、若桜・赤松地区の統合や糸白見・落折地区の施設等の整備に係る費用、企業債元金償還金でございます。

第5条の企業債でございますが、簡易水道

施設整備事業の財源といたしまして、簡易水道事業債及び過疎対策事業債それぞれ4,310万円を限度額と定めております。また、第6条の一時借入金の限度額は2千万円としております。第7条では、予定支出の流用につきまして定めておりますし、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費1,636万6千円としております。第9条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から補助を受ける金額として、1億1,408万4千円と定めております。

続きまして、議案第18号 令和8年度若桜町下水道事業会計予算であります。令和8年度は収益的収支に係る業務量として、年間総処理水量を32万3,093立方メートルと見込み、収入支出それぞれ2億2,300万円を予算計上しております。収入の主なものは、下水道使用料、一般会計補助金、国・県補助金、支出の主なものは、施設管理費、人件費、企業債利子償還金でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入は4,225万円、支出は1億5,303万円を計上しております。収入は、企業債、負担金、一般会計出資金、国庫補助金、支出の主なものは、下水道施設ストックマネジメント更新業務及びマンホールポンプ電気設備の改築などに係る費用、企業債元金償還金でございます。

第5条の企業債でございますが、下水道施設整備事業の財源として、下水道事業債及び過疎対策事業債それぞれ6,900万円を限度額と定めております。また、第6条の一時借入金の限度額は、6千万円としております。第7条では、予定支出の流用につきまして定めておりますし、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費781万1千円としております。第9条の一般会計から補助を受ける金額といたしまして、1億843万3千

円を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号
から議案第18号までの10議案は、先ほど
設置した予算審査特別委員会に付託の上、会
期中に審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第18号
までの10議案は、予算審査特別委員会に付
託の上、会期中に審査することに決定しまし
た。

日程第6

議案第19号 令和7年度若桜町一般会計
補正予算（第11号）、議案第20号 令和7
年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算
（第4号）、議案第21号 令和7年度若桜町
財産区造林事業特別会計補正予算（第1号）、
議案第22号 令和7年度若桜町索道事業特
別会計補正予算（第5号）、議案第23号 令
和7年度若桜町簡易水道事業会計補正予算
（第4号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案
につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第19号 令和7年度若桜町
一般会計補正予算について、でございますが、
既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1
億7,600万円を減額し、歳入歳出予算の
総額を50億642万8千円とするものでご

ざいます。地方自治法第213条第1項の規
定による繰越明許費の追加につきましては、
「第2表 繰越明許費補正」のとおりとし、地
方債の変更は、「第3表 地方債補正」のと
おりでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたしま
す。

地方譲与税、利子割交付金等各種交付金に
つきましては、交付決定並びに実績見込み
により、それぞれ補正額を計上しております。

地方交付税では、追加配分により1億2,
368万5千円を増額いたしました。

分担金及び負担金では、獣肉解体処理頭数
の増加が見込まれるため八頭町から獣肉処理
施設管理負担金105万3千円を追加してお
りますし、若桜鉄道施設管理負担金、老人保
護措置事業負担金など実績見込みによりそれ
ぞれ減額し、その他の補正と合わせまして、
総額76万5千円を減額いたしました。

使用料及び手数料では、土地使用料3万1
千円を追加しておりますし、町営バス運行収
入95万6千円を減額しております。

国庫支出金では、児童入所施設措置費負担
金38万8千円、社会保障・税番号制度シス
テム整備費補助金258万5千円、新しい地
方経済・生活環境創生交付金602万1千円
などを追加しておりますし、実績見込みによ
り、児童手当負担金121万9千円、物価高
騰対応重点支援地方創生臨時交付金514万
3千円、老朽危険空家等除却支援事業補助金
309万5千円、集約都市形成支援事業費補
助金512万5千円などをそれぞれ減額する
など、その他の補正と合わせまして、総額7
38万8千円を減額いたしました。

県支出金では、児童入所施設措置費負担金
19万4千円、鳥取県安心して住み続けられ
るふるさとづくり応援補助金392万7千円
などを追加しておりますし、移住定住推進交
付金、鳥取県買物環境確保推進交付金、地籍
調査事業補助金、森林保全総合対策事業補助

金及び高校生通学費助成事業補助金などの各種補助金等について実績見込みにより再算定し、総額6,331万3千円を減額いたしました。

財産収入では、実績見込みにより、総額431万4千円を減額しておりますし、寄付金では、ふるさと納税寄付など1,522万円を増額しております。

繰入金では、財政調整基金等各種基金繰入金について、実績見込みにより調整し、総額2億616万8千円を減額しております。

諸収入では、自動車共済金23万7千円を追加しておりますし、町債では、過疎対策事業債など、財源充当した事業の実績見込みにより調整し、総額3,620万円を減額しております。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

議会費では、費用弁償29万円を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額46万円を減額しております。

総務費では、庁舎等財産管理40万6千円、まちづくり推進事業1,570万9千円、ふるさと応援基金積立1,471万5千円などをそれぞれ追加しておりますし、総合行政システム939万8千円、結婚推進事業262万8千円、移住定住促進事業1,102万7千円、地域おこし協力隊設置事業2,067万4千円、買い物環境整備対策事業1,457万円、バス運行事業1,519万4千円、賦課徴収費562万3千円を減額するなど各事業について調整を行い、総額6,296万9千円を減額いたしました。

民生費では、高齢者専用自動車管理事業61万6千円、地域生活支援事業返還金194万円、助産施設・母子生活支援施設入所措置費77万7千円などをそれぞれ追加いたしましたが、実績見込みにより、老人保護措置事業、介護保険事業特別会計繰出金など各事業について調整を行い、総額1,857万3千

円を減額いたしました。

衛生費では、保健衛生普及費2万8千円、母子検診事業11万6千円を追加しておりますし、空家等対策事業739万円、塵芥処理対策事業213万7千円などをそれぞれ減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,553万円を減額しております。

農林水産業費では、農業振興費、地籍調査事業、森林整備事業、新たな森林管理システム推進事業など各事業の実績見込みにより調整を行い、総額8,297万円を減額しております。なお、農業振興施設等管理運営事業費におきまして、財源更正を行っております。

商工費では、地域内経済循環促進事業564万7千円を追加し、実績見込みにより、観光事業費及び氷ノ山集客促進事業費におきまして事業費を調整し、総額115万8千円を追加いたしました。

土木費では、道路維持費1,969万6千円などを追加しておりますし、町道新設改良事業218万8千円、都市計画事業823万2千円などをそれぞれ減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額542万4千円を追加しておりますし、消防費では、簡易水道事業への繰出金54万4千円を減額しております。

教育費では、公民館管理費32万4千円、温水プール管理55万7千円などを追加しておりますし、実績見込みにより、学力向上支援事業、学園管理費、通学対策事業、スクールバス運行事業の各事業費を調整し、総額246万5千円を減額いたしました。公債費におきましても、地方債利子償還金100万円を減額しております。なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、192万9千円を追加しております。

続きまして、議案第20号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,344万2千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を6億2,039万9千円とするものでございます。

この度の補正は、実績見込みに伴う補正であり、歳出において各種事業費を精査するとともに、その財源である歳入費目を調整するものでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。

国庫支出金では、事業費補助金38万2千円を追加しておりますし、介護給付費負担金996万円、調整交付金620万5千円、地域支援事業交付金5万2千円をそれぞれ減額しております。

支払基金交付金では、介護給付費交付金1,765万8千円を減額しておりますし、県支出金におきましても、介護給付費負担金1,129万6千円を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,132万2千円を減額いたしました。

繰入金では、介護給付費繰入金など合わせまして、総額862万7千円を減額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費では、介護認定審査会費4万5千円を減額しておりますし、一般管理費におきまして財源更正を行っております。

保険給付費では、各サービス給付費の実績見込みによる事業費の精査を行い、地域密着型介護サービス給付費240万円、居宅介護サービス計画給付費100万円を追加しておりますし、居宅介護サービス給付費900万円、施設介護サービス給付費4,500万円、特定入所者介護サービス費700万円などをそれぞれ減額し、その他の補正と合わせまして総額6,540万円を減額しております。

地域支援事業費では、第1号訪問事業におきまして、科目更正を行っておりますし、在宅医療・介護連携推進事業13万6千円を減額しております。なお、歳入歳出総額の調整

のため、予備費1,213万9千円を追加しております。

続きまして、議案第21号 令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ173万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を50万2千円とするものであります。

今回の補正は、実績見込みに伴う補正で、歳入では農林水産業費負担金を、歳出においては林業振興費をそれぞれ173万5千円減額しております。

続きまして、議案第22号 令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,754万1千円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、索道事業基金繰入金269万2千円を追加しておりますし、指定管理納付金200万円、消費税還付金60万円をそれぞれ減額しております。

次に、歳出につきましては、公債費利子地方債利子償還金9万2千円を追加しておりますし、元金では財源更正を行っております。また、予備費におきましても財源更正を行っております。

続きまして、議案第23号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計補正予算について、でございますが、収益的収入では、特別利益1,022万8千円を追加し、営業収益152万3千円、営業外収益1,278万9千円をそれぞれ減額しております。

収益的支出では、営業費用447万5千円、営業外費用126万5千円をそれぞれ減額しております。

また、資本的収入では、一般会計出資金648万1千円を追加しておりますし、企業債及び国庫補助金合わせまして1億5,525万9千円を減額しております。資本的支出で

は、建設改良費など総額1億6,212万4千円を減額いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第24号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第25号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第26号 若桜町介護保険条例の一部改正について、議案第27号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、議案第28号 若桜町特別会計条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第24号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第25号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第26号 若桜町介護保険条例の一部改正について、でございますが、これは、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うもので

ございます。

続きまして、議案第27号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、地域コミュニティタクシーの利便性の向上及び新たな運行団体の運行開始、また、グリーンスローモビリティの運行を開始するにあたり、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第28号 若桜町特別会計条例の一部改正について、でございますが、これは、事業内容に則した会計名称に改めるため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定（若桜駅駅前ナカ店舗 わかさカフェ）について、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町エゴマ搾油加工施設）について、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町精米施設）について、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設）について、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町駅前にぎわいプラザ）について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに議案第29号 公の施設の指定管理者の指定（若桜駅駅前ナカ店舗わかさカフェ）

について、でございますが、これは、若桜駅
駅ナカ店舗わかさカフェの指定管理者として、
株式会社やまね屋を指定することについて、
本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして議案第30号 公の施設の指定
管理者の指定(若桜町活性化施設)について、
でございますが、これは、若桜町活性化施設
の指定管理者として、有限会社若桜農林振興
を指定することについて、本議会の議決をお
願いするものでございます。

続きまして議案第31号 公の施設の指定
管理者の指定(若桜町エゴマ搾油加工施設)
について、でございますが、これは、若桜町
エゴマ搾油加工施設の指定管理者として、有
限会社若桜農林振興を指定することについて、
本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして議案第32号 公の施設の指定
管理者の指定(若桜町精米施設)について、
でございますが、これは、若桜町精米施設の
指定管理者として、有限会社若桜農林振興を
指定することについて、本議会の議決をお願
いするものでございます。

続きまして議案第33号 公の施設の指定
管理者の指定(若桜町氷ノ山自然ふれあいの
里施設)について、でございますが、これは、
若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の指定管
理者として、中一&スマイルカンパニー株式
会社を指定することについて、本議会の議決
をお願いするものでございます。

続きまして議案第34号 公の施設の指定
管理者の指定(若桜駅前にぎわいプラザ)に
ついて、でございますが、これは、若桜駅前
にぎわいプラザの指定管理者として、株式会
社やまね屋を指定することについて、本議会
の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第35号 若桜町過疎地域持続的発展
計画の策定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長(上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案
につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第35号 若桜町過疎地域持続的発展
計画の策定について、でございますが、これ
は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特
別措置法に基づき、令和8年度から令和12
年度を計画期間として新たな計画を策定する
ものでございます。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第36号 業務委託契約の変更契約の
締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長(上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案
につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第36号 業務委託契約の変更契約の
締結について、でございますが、これは、若
桜町IRU告知システム等更改業務の変更契
約を締結することについて、地方自治法及び
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例の規定により、次のとお
り、本議会の議決をお願いするものでござい
ます。

その内容は、1業務名、若桜町IRU告知

システム等更改業務（3年目）。

2 業務場所、八頭郡若桜町地内。

3 契約の相手方、鳥取県鳥取市湯所町2丁目258番地 NTT西日本株式会社 鳥取支店支店長 田中道雄。

4 変更契約金額、変更前 金70,739,680円、変更後 金69,196,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

5 契約の方法、随意契約。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第11

議案第37号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第37号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和8年2月3日午後3時30分頃、除雪帰庁中、除雪車が宅内フェンスに接触し破損させたもので、損害賠償を行うものであります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第12

議案第38号 町道の路線認定について、を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第38号 町道の路線認定について、でございますが、これは、道路法第8条第2項の規定により、町道の路線認定をすることについて、本議会の議決をお願いするものでございます。路線名は、新町団地1号線及び新町団地2号線の2路線であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時34分 散会